平成２１年（フ）第２９６３号
大阪市住吉区長峡町４番６―201号
債務者　大門　正恵
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４１８号
大阪府豊中市小曽根５丁目１番７―305号
債務者　田井中貞行
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５９９号
大阪府枚方市長尾西町３丁目51番１号
債務者　中西　祥子（旧姓芝）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１８号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目３番14号
債務者　梯　　要
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１９号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目３番14号
債務者　梯　　美帆
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６６８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番19号　ＳＵＮＮＹ　ＨＩＬＬ302号
債務者　雑賀　康行
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７３４号
大阪府東大阪市長田中１丁目２番18号　ＹＫコーポ村尾601号
債務者　和田　美加
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７７０号
大阪府東大阪市高井田西２－８―15―501、住民票上の住所大阪市城東区森之宮１丁目１番908号
債務者　ジェットクリーンサービスこと　齊藤　博之
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８２５号
大阪府豊中市曽根南町１―16―５　104号室、住民票上の住所大阪府豊中市服部南町３丁目１番４号
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１０６号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―106号
債務者　シマカワ装飾こと　島川　　満
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２１号
大阪府枚方市磯島茶屋町４番２―204号
債務者　城山　光庸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８５号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目５番７号
債務者　林　　幸代
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１９号
大阪府東大阪市川田２丁目７番５号　503号
債務者　遠藤直子こと　康　　直子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４１号
大阪府守口市東町２丁目５番16号
債務者　白井　一嗣
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４２号
大阪府守口市東町２丁目５番16号
債務者　白井　末代
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５８号
大阪市西区本田１丁目３番３―503号
債務者　平野　治郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８７号
大阪府守口市八雲東町２丁目36番18号
債務者　土居真紀子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部